

公益社団法人砥粒加工学会 定款施行細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は、公益社団法人砥粒加工学会（以下「法人」という）定款第12条9項の規定により、定款の施行に必要な事項を定める。

第2章 入会基準及び会費

(入会基準)

第2条 会員の入会基準（定款第6条2項）は、次による。

- ア 正会員： 法人の事業に賛同して入会を希望する個人で、法人の活動に積極的に参加する意志のある者。
- イ 学生会員： 法人の事業に賛同して入会を希望する、高等専門学校、短期大学、大学学部、大学院、大学校等の学生で、法人の活動に積極的に参加する意志のある者。
- ウ 賛助会員： 法人の目的に賛同し、定款第4条に定める事業の援助を希望する個人又は団体。

(入会金及び会費の額)

第3条 入会金及び会費の額（定款第7条1項）を次のとおり定める。

種 別	入会金	年会費(1月～12月)
正 会 員	1,000 円	8,000 円
学生会員	500 円	4,000 円
賛助会員	5,000 円	1 口 50,000 円

(会費納入の特例)

- 第4条 学生会員が学籍を離れ、引き続き正会員になる場合、正会員としての入会金を納めることを要しない。
- 2 賛助会員団体に所属する個人がシニア会に入会の場合、正会員としての入会金を納めることを要しない。
- 3 年度の途中において入会を認められた時は、入会金及び月割りにより計算された金額をその年の会費として納入しなければならない。

(会員資格喪失に伴う処置)

第5条 会員が、定款第10条の規定により、会員資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 事業執行

(事務の専決)

- 第6条 会長の専決することのできる事務は、別表1のとおりとする。
- 2 副会長の専決することのできる事務は、別表2のとおりとする。
- 3 常務理事の専決することのできる事務は、別表3のとおりとする。

(専決者又は代決者の報告)

第7条 定款第21条1及び2項により、専決し、又は代決した事務については、速やかに文書又は口頭により理事会に報告しなければならない。

(出納業務の委任)

- 第8条 会長又は常務理事は、従たる事務所、委員会、分科会等の出納責任者に対し、予算の範囲で仮払いをすることができる。
- 2 前項の出納責任者は、その業務に関わる、役務又は業務委託料及び施設等の使用料の支払い、消耗品の購入、旅費・宿泊費・会議費・講演料の支払いなど、軽微な支払いをすることができる。
- 3 常設組織の出納責任者は、事業年度終了の3週間前までに収支を事務局に報告するとともに、

仮払いの清算をするものとする。

- 4 常設でない組織の出納責任者は、目的とする事業の終了後速やかに、出納に関わる帳簿類と収支決算書を事務局に提出し、仮払いの清算をするとともに、監査を受けるものとする。

第4章 雑 則

(細則の改廃)

第9条 この細則の変更は、理事会の議を経て、社員総会の決議によるものとする。

付 則

この細則は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

別 表 1

会 長 の 専 決 事 項	
1	職員(但し、事務局長を除く)の任免に関すること
2	役務、物品納入等の契約のうち、賃金職員の臨時雇用、部外への業務委託、施設等の借入、消耗品の購入、設備の保守点検及び修理、緊急を要する物品の購入、など軽微なもので、1件あたりの予定金額が100万円未満のもの
3	基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分、ただし、1件あたりの予定金額が100万円未満のもの

別 表 2

副 会 長 の 専 決 事 項	
1	役務、物品納入等の契約のうち、賃金職員の臨時雇用、部外への業務委託、施設等の借入、消耗品の購入、緊急を要する物品の購入など軽微なもので、1件あたりの予定金額が50万円未満のもの

別 表 3

常 務 理 事 の 専 決 事 項	
1	職員の日常の労務管理、福利厚生に関すること
2	設備資金の借入に係る契約であって、予算の範囲内のもの
3	役務、物品納入等の契約のうち、賃金職員の臨時雇用、部外への業務委託、施設等の借入、消耗品の購入、設備の保守点検及び修理、緊急を要する物品の購入など軽微なもので、1件あたりの予定金額が50万円未満のもの
4	基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分、ただし、1件あたりの予定金額が50万円未満のもの
5	損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄、ただし、法人運営に重大な影響のある固定資産を除く
6	寄付金の受け入れに関する決定、ただし、法人運営に重大な影響のあるものを除く

(改定履歴)

(1) 平成22年3月1日 制定

(2) 令和4年6月17日 第3回理事会にて、第4条第2項の加筆を承認